

意見 No.	意見				ページ番号	意見（複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。）
	対象箇所					
1	1	(2)	①	ア 特定商取引法等の執行強化等	38ページ	特定商取引法の執行強化については、悪質な事例に関する事業者と行政の恒常的な情報交換がないと、新たな手口等に対応することが困難となることが予想される。 そのため、関係事業者団体（や事業者）とも連携の上、さらなる被害防止に係る情報交換等の連携も追記されたい。
2	1	(2)	②	カ 暗号資産交換業者等についての対応	51ページ	詐欺的行為を行っているのは登録された暗号資産交換業者ではなく、登録されていない業者や海外取引所であること、またそのような行為を防止するために所要の制度整備がされたにもかかわらず、あたかも登録事業者が詐欺を行っているように読めるため、「詐欺的行為を行う事業者による消費者被害が発生していることを踏まえ」という部分は削除、または表現を修正すべき。
3	1	(2)	②	キ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	52ページ	決済関連の法制は、こうした技術革新を前提とした新しい法体系へと進化し、我が国の決済イノベーションと新たな決済プロダクト・サービスの創出を促すことにより、国民によりストレスのない決済手段が豊富に提供されるよう環境整備をしていくことが求められる。産構審割賦販売小委員会の報告書にも、同様の趣旨の指摘がなされている。 そのため、施策概要の2段落目の「基づき」の後に、「フィンテック企業等によるイノベーションを推進するとともに」を挿入されたい。

4	I	(2)	⑧	ア 競争政策の強力な実施のための各種対応	96ページ	<p>独占禁止法違反行為については、消費者の利益の確保という観点から見て、デジタル・プラットフォーム（DPF）特有の課題でもなく、またDPFにより問題が生じやすいわけでもないことから、ことさら「デジタル・プラットフォーム事業者」を強調することは不適當である。むしろ、DPF事業者は、対消費者と対事業者という両面市場に直面している者も多く、消費者に対して信頼性を高めるため、PFに出店・出品する事業者に対し品質向上のための努力をお願いすることも多いが、それを対事業者との関係のみに着目した場合、「優越的地位の濫用」等と評価されやすい面もあると考えられる。したがって、独占禁止法上の評価に当たっては、プラットフォームを取り巻く取引状況の全体と、それによって消費者の利益がどのように確保されているか幅広く評価を行う必要がある。</p> <p>そのため、「価格カルテル・入札談合、デジタル・プラットフォーム事業者による独占禁止法違反行為」を「価格カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為」に修正すべき。</p>
5	III	(1)	①	イ デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保	157ページ	<p>デジタルプラットフォームの技術は日進月歩であり、各企業における消費者保護へのアプローチも企業間競争の一環である。</p> <p>そのため、表題を「デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益等の確保」とした上で、「消費者利益の確保の観点から必要な取組を進める。」の前に「産業界（又は経済界）によるイノベーションの促進・創出に配慮しつつ」を挿入されたい。</p>
6	III	(1)	③	ア デジタル・プラットフォームの利用に当たって消費者が留意すべき事項の理解促進	161ページ	<p>ガイドブックを作ったとしても、消費生活の現場の関係者がその内容を理解し、実践できないと意味をなさない。</p> <p>そのため、KPIはページのアクセス数のみならず、相談員等の専門家、フリマアプリの利用者向けアンケート調査をそれぞれ実施する等して、消費者におけるガイドブックの認知度を向上させるための指標を設けるべき。</p>